

VIII そ の 他

46 準 拠 法

この需給約款に関する権利義務は，日本法に準拠し，これにしたがって解釈されるものといたします。

47 管 轄 裁 判 所

需給契約に関する訴訟については，東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。